

事実経過表

※ 本事実経過表は、原告らの主張する基本的な事実に対する被告ら及び補助参加人の主要な認否を記載したものである。したがって、本事実経過表に認否が記載されていないとしても、そのこと自体をもって、被告ら及び補助参加人が原告らの主張する事実を争うことを明らかにしないと認めるものではない。

	日付	原告らの主張	被告ら・補助参加人の認否
1	H3. 10. 30	本件発電所において、海水漏えい事故が発生し、タービン建屋地下1階にある非常用ディーゼル発電機等が水没した(甲92・13, 16頁)。	本件発電所の1号機タービン建屋地下の海水配管からの漏水により、非常用D/Gの下部が浸水したことは認め、その余は否認する。【補準①16～17頁】
2	H5. 8. 11	原子力安全委員会は、中長時間の全交流電源喪失(SBO)を考慮しなくとも良い根拠の作文を電気事業者の部外協力員に依頼した上、その回答の趣旨を反映して、報告書「原子力発電所における全交流電源喪失事象について」を作成した。同報告書においては、「短時間で交流電源が復旧できずSBOが長時間に及ぶ場合には(略)炉心の損傷等の重大な結果に至る可能性が生じる」ことが指摘されているが、結論としてはハード面での対策を求めなかった(甲29・462頁～)。	原子力安全調査室が、安全設計審査指針の短時間の全交流電源喪失に関して、「『30分程度』としている根拠を外部電源等の故障率、信頼性データを使用して作文して下さい。」「今後も『30分程度』で問題ない(中長時間のSBOを考えなくて良い)理由を作文して下さい。」との依頼を電気事業者に対して行ったこと、平成5年6月11日に、原子力安全委員会の原子力施設事故・故障分析評価検討会 全交流電源喪失事象検討ワーキング・グループが「原子力発電所における全交流電源喪失事象について」という報告書を作成したこと、同報告書の「まえがき」に、「万一のSBOの発生に備えて、原子力プラントは、短時間のSBOの発生に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できるように設計されている。しかし、仮に短時間で交流電源が復旧できずSBOが長時間に及ぶ場合には、非常用蓄電池の枯渇による運転監視・制御機能等が失われ炉心の冷却等が維持できなくなることから、炉心の損傷等の重大な結果に至る可能性が生じると考えられる。」との記載があることは認め、その余は否認する。
3	H9. 3	農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省港湾局及び建設省河川局は、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」を取りまとめた。この地震津波防災計画手法調査においては、地震地体構造の考え方(地震の起こり方(規模、起こりやすさ、深さ、震源断層のずれ動き方)には領域ごとに一定の傾向がある。)に基づき、萩原尊禮東京大学名誉教授の見解に従って、全国を25の領域に分け、本件発電所の沖合を含む宮城県沖から房総半島沖までの領域で起きる最大の地震は1677年に発生した延宝房総沖地震(M8.0)クラスであるとして、延宝房総沖地震レベルの津波地震が本件発電所のより近くでも起きる可能性があることが記載されていた(甲81・10頁)。	農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省港湾局及び建設省河川局が、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査 報告書」を取りまとめたことは認め、その余は否認する。
4	H11. 3	国土庁及び日本気象協会は、津波浸水予測図を作成し、設定津波高8mで本件発電所の10m盤が完全に浸水することは明らかであるとした(甲89)。	国土庁が津波浸水予測図を作成したことは認め、その余は否認する。
5	H11. 12	フランスのルブレイエ原子力発電所において、洪水により3プラントの陸屋内に水が浸入し、電源喪失に至る事故が発生した(甲92・13頁, 16頁, 甲43・13頁)。	ルブレイエ原子力発電所において、暴風雨を原因として外部電源を喪失し、河川の増水及び高潮の影響により建屋内が浸水したことは認め、その余は否認する。【補準①18～19頁, 補準②2～3頁】
6	H12. 2	電気事業連合会(以下「電事連」という。)は、「津波に関するプラント概略影響評価」において、本件発電所は想定値の1.2倍の津波が到来しただけで影響が生じることを明らかにした。具体的には、本件発電所は、想定1.2倍(O. P. +5.9m～6.2m)の水位で海水ポンプモーターが止まり、冷却機能に影響が出ること、全国の原子力発電所のうち、想定1.2倍の水位で影響が出るのは本件発電所及び島根原子力発電所のみであり、本件発電所は津波に対して余裕の小さい発電所であることを明らかにした(甲29・83頁, 甲92・23頁, 甲84・41頁)。	電事連が、「津波に関するプラント概略影響評価」を作成したことは認め、その余は否認する。
7	H13. 3	台湾の馬鞍山原子力発電所において、送電線事故により外部電源喪失の状態となり、さらに非常用ディーゼル発電機の起動失敗が重なったため、全電源喪失事故が発生した(甲43・14頁)。	馬鞍山原子力発電所において、海水の塩分を含む濃霧の影響による送電線事故により外部電源を喪失し、さらに非常用ディーゼル発電機の起動失敗が重なったため、全交流電源喪失に至ったことは認め、その余は否認する。【補準①19頁, 補準②2～3頁】
8	H14. 2	土木学会津波評価部会(以下「津波評価部会」という。)が「原子力発電所の津波評価技術」(以下「津波評価技術」という。)を作成した。これを受けて、東京電力は、津波想定をO. P. +3.1mからO. P. +5.7mに引き上げ、一部のポンプを20cmかさ上げしたが、津波想定水位に対して3cmしか余裕がなかった(甲29・85頁)。	津波評価部会が「原子力発電所の津波評価技術」を発表したこと、東京電力が本件発電所各号機の設計津波水位をO. P. +5.4m～5.7mに変更したこと、ポンプ用電動機的位置のかさ上げ等の津波対策を講じたことは認め、その余は否認する。【被補答9頁, 補準①13頁, 補準③3～19頁】
9	H14. 7. 31	文部科学省地震調査研究推進本部(以下「推進本部」という。)地震調査委員会は、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(以下「長期評価」という。)を公表した。同委員会は、その中で、三陸沖から房総沖の日本海溝沿いで過去に大地震がなかった場所でもM8クラスの津波地震が起き得る、福島県沖を含む日本海溝近辺で今後30年以内発生する可能性が20%程度であるとの見解を明らかにした(甲11, 甲75・4～5頁, 甲92・7頁)。	推進本部地震調査委員会が「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」を公表したことは認め、その余は否認する。【被補答10頁, 補準①10～11, 14～15頁, 補準③19～30頁, 補準④2～3頁】

10	H16.5	土木学会は、津波評価部会における津波ハザード解析の研究の一環として、三陸沖から房総沖にかけての海溝寄りの津波地震の発生に関する重みづけアンケートを実施したところ、日本海溝で起きる地震に詳しい地震学者5人の間で、津波評価技術に基づく考え方を支持するものが約0.4、長期評価に基づく考え方を支持するものが約0.6との結果となった(甲29・87頁、甲75・5頁、甲92・8頁)。	津波評価部会が、津波ハザード解析の研究の過程において、三陸沖から房総沖にかけての海溝寄りの領域における津波地震の発生可能性を含む重みづけに関するアンケートを実施したこと、三陸沖から房総沖にかけての海溝寄りの領域における津波地震の発生可能性に関して、津波評価技術が前提とする考え方と長期評価が前提とする考え方の二つの選択肢について、合計が1となるように重みを配分するという方法によって回答することを求めたところ、地震学者の重みの平均は、津波評価技術が前提とする考え方が約0.4、長期評価が前提とする考え方が約0.6であったことは認め、その余は否認する。【補準④4～6頁】
11	H16.12	M9.1のスマトラ島沖地震が発生し、これにより発生した津波によってインドのマドラス原子力発電所の海水ポンプが浸水する事故が発生した(甲43・14頁、甲92・13頁、16頁)。	マドラス原子力発電所において、海水ポンプが浸水する事故が発生したことは認める。【補準②20頁、補準④4、7頁、補準⑦7～8頁】
12	H18.1	スマトラ沖地震による津波でマドラス原子力発電所の非常用ポンプが水没し運転不能になったことや、平成17年に発生した宮城県沖地震において東北電力女川原子力発電所で基準を超える地震動が発生したことを踏まえ、保安院及び原子力安全基盤機構は治水勉強会を開催することとした。同勉強会は、設計上の想定津波水位を超える津波が襲来した場合に、設備や機器等に及ぼす影響を与えるかを把握することなどを目的とした勉強会であった。東京電力は、同勉強会にオブザーバーとして参加した。(甲29・84頁、甲75・9頁、甲92・13頁)	保安院及び原子力安全基盤機構が治水勉強会を開催し、東京電力がオブザーバーとして参加することとなったことは認め、その余は知らないし否認する。【補準⑤5～6頁】
13	H18.5.11	東京電力は、第3回治水勉強会において、本件発電所5号機の敷地高を1mを超える高さの津波が無制限に襲来した場合の検討状況を報告した。具体的には、東京電力は、本件発電所5号機について、O.P.+10mの津波が到来した場合、非常用海水ポンプが機能喪失し、炉心損傷に至る危険性があること、O.P.+14m(敷地高+1m)の津波が到来した場合、建屋への浸水で電源設備が機能を失い、非常用ディーゼル発電機、外部交流電源及び直流電源が全て使えなくなって、全交流電源喪失に至る危険性があることを報告した。 この情報は、少なくとも東京電力の原子力部門の担当副社長まで共有されていた(甲29・84、455頁、甲75・9頁、甲92・13、16頁)。	(補助参加人) 東京電力が、第3回治水勉強会において、本件発電所5号機についてO.P.+10mの津波水位が長時間(無限時間)継続したと仮定した場合に非常用海水ポンプが使用不能な状態になること、O.P.+14mの津波水位が長時間(無限時間)継続したと仮定した場合に電源設備の機能を喪失する可能性があることを報告したことは認め、その余は否認する。なお、「この情報は、少なくとも東京電力の原子力部門の担当副社長まで共有されていた」については、補助参加人による認否の限りでない。【補準⑤5～6頁】 (被告服部及び同武蔵) 第1段落は不知。第2段落は否認する。被告服部及び同武蔵は、治水勉強会の存在及び同勉強会における検討内容についての報告を受けたことはない。【被準⑨9頁】 (被告武黒) 被告武黒が、平成18年8月ないし9月ごろ、同年5月11日に開催された第3回治水勉強会における東京電力の報告の概算につき報告を受けたとの風度で認め、その余は否認する。【被準①21～22頁、被準④4～5頁】 (被告相澤ら17名) 被告相澤ら17名は知らないし否認する。【被準①5～7頁】
14	H18.7	東京電力の原子力・立地本部の安全担当らの研究チームは、米フロリダ州マイアミで開催された原子力工学の国際会議(第14回原子力工学国際会議(ICONE-14))において、「Sakai et al.(2006)」(本件発電所に押し寄せる津波の高さについての報告)を発表した(丙49)。	東京電力の従業員が第14回原子力工学国際会議(ICONE-14)において論文を発表したことは認め、その余は否認する。【被補答10頁、補準①15～16頁、補準③31～32頁、補準⑦29～30頁】
15	H18.8.2	保安院の担当者は、第53回安全情報検討会において、治水勉強会の結果を踏まえ、「ハザード評価結果から残余のリスクが高いとも思われるサイトでは念のため個々に対応を考えた方がよいという材料が集まってきた。浸水ポンプへの影響では、ハザード確率=炉心損傷確率」と発言した。 同検討会の資料には、「敷地+1mを仮定した場合、いずれのプラントについても浸水の可能性は否定できないとの結果が得られた。なお、福島第一5号機(中略)については現地調査を実施し、上記検討結果の妥当性について確認した」と記載されていた(甲29・84～86頁、甲75・9頁)。	第53回安全情報検討会の資料に「敷地レベル+1mを仮定した場合、いずれのプラントについても浸水の可能性は否定できないとの結果が得られた。」、「なお、福島第一5号機、泊1、2号機については現地調査を実施し、上記検討結果の妥当性について確認した」との記載があることは認め、その余は知らないし否認する。
16	H18.9.13	保安院の青山伸、佐藤均及び阿部清治の3人の審議官らが出席して開かれた安全情報検討会において、津波問題の緊急度及び重要度について、「我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと「不作為」を問われる可能性がある。」との報告がされた(甲79・131～132頁)。	不知。
17	H18.9.19	原子力安全委員会は、原子力発電所の耐震基準に関する「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を改訂した(以下、改訂後の指針を「新耐震指針」という。)。新耐震指針は、「地震隣接事象に対する考慮」として、津波について、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」を「十分考慮したうえで設計されなければならない」とされた(甲75・5頁、甲92・9、10、19頁)。 上記改訂を受けて、保安院は、電力事業者に対し、耐震バックチェック(新耐震指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、その結果を報告すること)を指示するとともに、耐震バックチェックに当たっての基本的な考え方となる耐震バックチェックルールを策定した。耐震バックチェックルールにおいては、津波の評価について、既往津波の発生状況のみならず最新の知見等を考慮して実施することとされた。 東京電力は、平成21年6月に、耐震バックチェックを終了させる予定であった。	原子力安全委員会が「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を改訂し、新耐震指針を策定したこと、新耐震指針において、地震隣接事象に対する考慮として、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」を「十分考慮したうえで設計されなければならない」という定めが置かれたこと、新耐震指針の策定を受けて、保安院が、原子力事業者に対して、耐震バックチェックの実施を求め、併せて、耐震バックチェックの基本的な考え方や、その評価手法及び確認基準を示したバックチェックルールを策定したこと、東京電力が、当初、本件発電所について、平成21年6月に耐震バックチェックの結果を保安院に報告することを予定していたことは認め、その余は否認する。【被補答11頁、補準①16～17頁、補準③39頁、補準④4～7頁、補準⑤14頁、補準⑩10～11頁、補準⑬3～7頁】

18	H18.10.18	<p>保安院は、耐震バックチェックの実施計画に関するヒアリングを実施した際、本件発電所は設計上の想定津波水位と非常用海水ポンプとの余裕がないサイトであるなどの問題提起をした。</p> <p>保安院は、東京電力に対し、津波対応について、「本件は、保安院長以下の指示をもって、保安院を代表して言っているのだから、各社、重く受け止めて対応せよ」と述べた上で、「バックチェック（津波想定見直し）では結果のみならず、保安院はその対応策についても確認する。自然現象であり、設計想定を超えることもあり得ると考えるべき。津波に余裕の少ないプラントは具体的、物理的対応を取って欲しい。津波について、津波高さや敷地高さが数10cmとあまり変わらないサイトがある。評価上OKであるが、自然現象であり、設計想定を超える津波が来る恐れがある。想定を上回る場合、非常用海水ポンプが機能喪失し、そのまま炉心損傷になるため安全余裕がない。今回は、保安院としての要望であり、この書を備りて、各社にしっかり周知したものと受け止め、各社上層部に伝えること」と伝えた（甲29・86、456頁、甲79・96頁、甲92・23頁）。</p>	<p>保安院が東京電力に対して「バックチェック（津波想定見直し）では結果のみならず、保安院はその対応策についても確認する。自然現象であり、設計想定を超えることもあり得ると考えるべき。津波に余裕の少ないプラントは具体的、物理的対応を取って欲しい。津波について、津波高さや敷地高さが数10cmとあまり変わらないサイトがある。評価上OKであるが、自然現象であり、設計想定を超える津波が来る恐れがある。想定を上回る場合、非常用海水ポンプが機能喪失し、そのまま炉心損傷になるため安全余裕がない。今回は、保安院としての要望であり、この書を備りて、各社にしっかり周知したものと受け止め、各社上層部に伝えること」と伝えたことは認め、その余は否認する。なお、保安院がヒアリングを実施したのは、平成18年10月6日である。【補準⑥6～7頁】</p>
19	H18.10.18	<p>東京電力は、既設原子炉設備の耐震安全評価実施計画書を提出した。これによると、本件発電所の耐震バックチェック最終報告書の提出期限は平成21年6月末とされていた（甲29・452頁）。</p>	<p>平成18年10月18日に、東京電力が耐震バックチェックの実施計画書を提出したこと、東京電力が、本件発電所の耐震バックチェックの結果を平成21年6月に保安院に報告することを目指していたことは認め、その余は否認する。【補準⑥6頁、補準⑥6～7頁】</p>
20	H19.4.4	<p>東京電力担当者及び電事連担当者が出席して開催された保安院との打ち合わせの席上において、東京電力担当者は、本件発電所について海水ポンプの水密化や遮風機の設置といった津波対策をとる方針であると伝え、電事連担当者は、「津波も確定論での想定津波を絶対に超えない、といえないことは認識している」と回答したところ、保安院側から、「地震は設計を超えても設備に余裕がある。津波、特に上昇側はあるレベルを超えると炉心損傷に至ることを気にしている」との考えが示された。</p> <p>しかし、東京電力は、本件事故までの間、海水ポンプに係る軽微な対策を除いて、具体的な対応策をとっていない（甲29・86、457頁）。</p>	<p>平成19年4月、保安院に対して、津波に対するプラントの更なる安全性の向上（電動機の水密化など）の検討を行うことを報告したことは認め、その余は否認する。</p>
21	H19.7.16	<p>東京電力柏崎刈羽原子力発電所の北約9km、深さ約16kmを震源とするM6.8の新潟県中越沖地震が発生した。原子力発電所として世界一の規模を誇っていた柏崎刈羽原子力発電所は、全号機が停止に追い込まれ、一瞬にして7基820万kWの電源が失われた。</p> <p>保安院は、当初、平成21年に計画していた耐震バックチェック最終報告書の提出期限の大幅な前倒しを検討した。しかしながら、どの電気事業者も最終報告書の提出時期の大幅な前倒しは難しいと反対したため、保安院は、平成20年3月末までに、少なくとも各原子力発電所の代表プラントで、中間報告を実施することを決定した（甲29・452頁、甲92・16頁）。</p>	<p>第1段落について、新潟県中越沖地震が発生し、東京電力の柏崎刈羽原子力発電所においては、元々定期検査のために停止していた1、5及び6号機を含め、同発電所の全号機の運転を停止したことは認める。【補準④40頁、補準⑤18～23頁、補準⑥22頁、補準⑧8～9頁】</p> <p>第2段落については、知らないし否認する。【補準④6～7頁、補準⑧8頁】</p>
22	H19.11	<p>東京電力の原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター土木グループ（以下、「土木グループ」という。）は、耐震バックチェックの最終報告における津波評価につき、長期評価の取扱いに関する検討を開始した（甲75・5頁）。</p>	<p>平成19年11月ころに土木グループが耐震バックチェックにおける津波に関する検討を開始したことは認める。【補準④9～10頁、補準⑩2頁、補準⑩3～5頁】</p>
23	H19.11.16	<p>東京電力は、東電設計から、長期評価を用いた概略的な津波水位がO.P.+7.7m以上となる旨の試算結果を受領した（甲92・10頁）。</p>	<p>東京電力の土木グループが、東電設計から、平成19年11月以降に、確率論的津波評価手法の過程で行われていた膨大な数の概略的な水位の計算結果の中から日本海溝沿いに波源モデルを置いた場合の計算結果を用いて津波水位を算出するとO.P.+7.7mとなり、詳細な計算を行うと津波高さがさらに大きくなる旨が記載された資料を受領したことは認める。</p>
24	H19.12	<p>土木グループ及び東電設計は、耐震バックチェックにおいて、長期評価を取り込む方針を決定した（甲92・10、19頁）。</p>	<p>否認する。【補準⑩3～5頁】</p>
25	H20.2.16	<p>中越沖地震対応打ち合わせが開催され（出席者：被告勝俣、同清水、同武黒、同武藤、同西澤、同小森）、本件発電所の想定津波水位の見直し案がO.P.+7.7m以上となり、詳細評価によってはさらに大きくなる可能性があることが報告され、その旨記載された資料が配布された（甲75・5～6、13、17頁、甲92・10頁、丙86の2（スライド12））。</p>	<p>（補助参加人） 平成20年2月16日に中越沖地震対応打ち合わせが開催されたこと、同打ち合わせの打ち合わせメモ（丙86の1）の出席者欄に被告勝俣、同清水、同武黒、同武藤、同西澤、同小森の記載があること、同打ち合わせで丙86の2の資料が配布されたこと、丙86の2の資料の後半の一部（12頁）に、本件発電所の津波水位について、「見直し（案）」として、「+7.7m以上」との記載があり、「備考」として、「詳細評価によってはさらに大きくなる可能性」との記載があることは認め、その余は否認する。【補準⑩7～9頁】</p> <p>（被告勝俣及び同清水） 被告勝俣及び同清水が平成20年2月16日に行われた中越沖地震対応打ち合わせに出席したことは認め、同打ち合わせにおいて丙86の2の資料が配布されたとの点は争わないが、同打ち合わせにおいて原告らが主張する内容の報告がなされた旨の主張は、否認しないし争う。</p> <p>なお、同打ち合わせにおいて、津波に関する説明や議論が行われた形跡は丙86の1の打ち合わせメモに照らしても存在せず、実際に被告勝俣及び同清水には、津波に関する説明や議論が行われたとの記憶はない。【被控③3、6頁】</p> <p>（被告武黒、同武藤及び同小森） 被告武黒、同武藤及び同小森が、平成20年2月16日開催の中越沖地震対応打ち合わせに出席したこと、同打ち合わせで丙86の2の資料が配布されたことは認めるが、同打ち合わせで「本件発電所の想定津波水位の見直し案がO.P.+7.7m以上となり、詳細評価によってはさらに大きくなる可能性があることが報告され」との主張は否認する。【被控③3～4、9頁】</p>

			(被告西澤) 平成20年2月16日に中越沖地震対応打合せが開催されたこと、同打合せの打合せメモ(丙86の1)の出席者の欄に「西澤」との記載があることは認め、その余は知らないし否認する。
26	H20.2.26	東京電力は、今村文彦教授から、「福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきである。」旨の指摘を受けた(甲29・88, 458頁, 丙90の2)。	東京電力の担当部署が、長期評価について専門家の意見を求めたところ、専門家の中から「福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきである」という意見が出されたことは認める。【被補答11頁, 補準①17頁, 補準④15~16頁】
27	H20.3.18	東京電力は、東電設計に対し、長期評価に基づき、津波評価技術で設定されている波源モデルを流用して、明治三陸地震(明治29年(1896年)発生)並みのM8.3の地震が福島県沖で起きたとの想定の下、本件発電所に到来する津波の高さの試算を行った。 上記試算の結果、東京電力は、 ・各号機のポンプ位置の水位 O.P.+8.4m~10.2m ・敷地南側の水位 O.P.+15.7m などの結果を得、本件発電所1号機から4号機のタービン建屋等が設置された10m盤を大きく越えて浸水することを認識した(甲15, 丙85)。	(補助参加人) 東京電力の担当部署が、明治三陸地震を参考に、三陸沖の断層モデル(波源モデル)を仮想的に福島県沖海溝沿い領域に適用した場合の津波の高さについての計算を東電設計に委託して行ったところ、試行的な計算の域を出ないものであるが、甲15や丙85に記載された試算結果が得られたことは認め、その余は否認する。なお、被告らが試算結果を認識していたかについては、補助参加人による認否の限りでない。【被補答11頁, 補準①17頁, 補準④10~13頁, 補準⑤11~14頁, 補準⑥2~5頁, 補準⑦5~6頁】 (被告勝俣及び同清水) 第2段落は、被告勝俣及び同清水が認識したことは否認する。被告勝俣及び同清水は、原告らの主張する本件試算結果について報告を受けたことはない。【被補答②2頁, 被補答④2頁】 (被告武黒及び同武藤) 第2段落は、被告武黒及び同武藤が、明治三陸試算の結果の概要を認識していたことの限度で認め(ただし、その認識した時期は、被告武黒については被補答⑤頁及び被補答③5頁, 被告武藤については被補答③38頁で述べたとおりである。)、その余は否認する。【被補答①23~26, 35~39頁, 被補答②5~7, 9~12頁, 被補答④4~7, 11~13頁】 (被告相澤ら17名) 知らないし否認する。
28	H20.3.20	中越沖地震対応打ち合わせが開催され(出席者:被告清水, 同武黒, 同武藤, 同西澤, 同小森), 耐震バックチェックの中間報告書の提出に伴うプレス発表に関して作成された想定問答集が報告され、津波評価に関して、充実した記述が指示された(甲92・11頁, 丙87の1)。	(補助参加人) 平成20年3月20日に中越沖地震対応打合せが開催されたこと、同打合せの打合せメモ(丙87の1)の出席者欄に被告清水, 同武黒, 同武藤, 同西澤, 同小森の記載があること、同打合せで丙87の4の資料が配布されたこと、同打合せの後に、平成20年3月31日の中間報告書の提出に向けてQA集に修正が加えられたことは認める。【補準⑨9~11頁】 (被告勝俣及び同清水) 被告清水が平成20年3月20日に行われた中越沖地震対応打合せに出席したことは認め、丙87の4の資料が配布されたことは争わないが、その余の原告らの主張に関しては、同資料の想定問答集について報告を受けた記憶はなく、また充実した記述を指示した事実はないので、否認ないし争う。 (被告武黒, 同武藤及び同小森) 平成20年3月20日に中越沖地震対応打合せが開催されたこと、被告武黒, 同武藤及び同小森が、同打合せに出席したこと、同打合せの配布資料に、丙87の4の資料が含まれていたとの限度で認めるが、同打合せにおいて同被告らが丙87の4の資料の内容の詳細について報告を受けたこと、同被告らが「津波評価に関して、充実した記述」を指示したことは否認する。【被補答③4, 9~10頁】 (被告敵及び同西澤) 平成20年3月20日に中越沖地震対応打合せが開催されたこと、同打合せの打合せメモ(丙87の1)の出席者の欄に「敵」及び「西澤」との記載があることは認め、その余は知らないし否認する。
29	H20.3.29	中越沖地震対応打ち合わせが開催され、次の記載がある修正済みの想定問答集が報告され、了承された(甲92・11頁, 丙88・27~29頁)。 ・津波評価につき、推進本部の長期評価に基づき、過去に三陸沖や房総半島沖の日本海溝沿いで発生したM8以上の津波が福島県沖で発生することを前提とする。 ・津波対策として、電動操子備品の準備、水密化した電動機の開発、建屋の水密化等が考えられる。	(補助参加人) 丙88に、「『原子力発電所の津波評価技術(H14年, 土木学会)』以降に地震調査研究推進本部等から発表された最新の知見を踏まえ、「不確かさ」の考慮として発電所の安全性評価にあたって考慮する計画」という記載があること、「非常用海水ポンプ電動機が冠水し、故障することを想定した電動操子備品準備、水密化した電動機の開発、建屋の水密化等が考えられる。」という記載があることは認め、その余は否認する。【補準⑩10~11頁】 (被告勝俣及び同清水) 被告勝俣及び同清水は、平成20年3月29日に中越沖地震対応打合せが開かれたとは認識しておらず、原告らが主張する同日の打合せなるものにも出席していないので、原告らの主張は、否認ないし知らないし争う。 なお、丙88の内容について、被告勝俣及び被告清水は、報告を受けた記憶はなく、また原告らが主張する修正を了承したという事実はない。 (被告武黒) 被告武黒が平成20年3月29日に打合せに出席したとの点について、被告武黒には同日に打合せに出席したとの記憶はなく、出席の有無についての確認も取れないため、不知。平成20年3月29日に「中越沖地震対応打ち合わせ」が開催されたとの主張は否認する。